

八代市地域福祉計画策定・評価委員会委員名簿

番号	氏名	所属
1	青木 征雄	坂本地域審議会 代表
2	上田 正武	八代市民生委員児童委員協議会 副会長
3	大林 凌	八代地域審議会 代表
4		東陽地域審議会 代表
5	古閑 啓子	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 会長
6	坂本 一矢	八代市社会福祉協議会事務局長
7	猿渡 光次	鏡地域審議会 代表
8	多田 満	八代市保育協会 会長
9	徳田 武治	八代市市政協力員協議会 会長
10	西濱 昭則	八代市校区福祉推進連絡協議会 会長
11	橋口 尚正	八代市ボランティア連絡協議会 会長
12	福原 和博	市民ワークショップ 代表
13		千丁地域審議会 代表
14	馬淵 惺敬	八代市社会福祉・介護施設連合会 会長
15	水野 秀夫	八代地域振興局保健福祉環境部 部長
16	本村 孝博	八代市PTA連絡協議会 会長
17	森山 和俊	泉地域審議会 代表
18	山中 タミ子	八代地域婦人会連絡協議会 会長
19	米田 常男	八代市老人クラブ連合会 会長

(50音順、敬省略)

任期 平成25年3月19日～平成26年3月31日

○八代市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱

平成 17 年 8 月 1 日

告示第 41 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、八代市における総合的な地域福祉の推進を図るため、八代市地域福祉計画策定・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 八代市地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 福祉計画に基づく施策に関する事務事業の評価、分析、改善及び提言に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 第 8 条第 1 項に規定する八代市地域福祉計画市民部会(以下「市民部会」という。)の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 福祉計画の策定に必要な調査及び検討を行うため、公募等により選出された市民等で構成する市民部会及び市職員のうちから指名された者で構成する八代市地域福祉計画庁内部会(以下「庁内部会」という。)を置く。

2 市民部会及び庁内部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第47号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。



■ 地域福祉とは

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人、知人など様々な人たちと関わりを持ちながら、様々な生活課題を抱えて生活しています。

中でも、高齢者の介護や障がい者、子育て、あるいは生活困窮に関する支援などの福祉課題は、誰もが抱える可能性を持っています。また福祉課題を抱えて何らかの支援を必要とする人は、地域社会に数多く存在し、私たちの誰もがその当事者になりうるといえます。

このような状況を踏まえ、私たちはまず個人や家族で、自分の暮らしに責任を持ち、安心安全で自立した生活（人生）を送りたいと願っています。これは誰にも共通する願いだといえます。

しかし時として、個人や家族だけでは解決することが困難なことに直面することがあります。このような時には、様々な方法で課題に対応することが必要となります。

このため、地域住民・行政機関・福祉関係機関や団体・企業などの地域を構成する人々が協働して何ができるか、またはどのように協力できるかを考え、行動できる地域を創造していくことが今後の地域福祉のあり方であると考えます。



■ 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内体制の充実及び市民参加による計画の推進を図ります。

1 庁内推進体制の充実

○「八代市地域福祉計画策定・評価委員会」において、各年度における実施状況を把握、点検しながらその後の対策を実施していきます。

2 市民参加による計画の推進

○本計画を推進するうえで、住民の理解と参加が不可欠です。このため、本計画の内容を市のホームページや概要版の配布等により、広く市民に周知します。
○住民が自ら地域福祉について考える機会を提供するために住民座談会を開き、地域に応じた福祉活動を推進します。

■ 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

■ 根拠法

市町村地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づいて策定されるものです。

八代市健康福祉部障がい福祉課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25
TEL 0965-35-0294 Fax 0965-33-8983

第2次 八代市地域福祉計画



ちいさな いっぽ きっと
ふくらむ 暮らし しあわせ

八代市 概要版

基本理念

①個人の尊厳

個人が「人」としての尊厳をもって、家庭や地域の中で安心のある生活が送れる社会を実現します。

②住民参画

地域住民や各種団体がまちづくりに主体的に参画し、いきいきと生活できるような社会を実現します。

③共に生きる社会づくり

人や組織をつなぐ多様なネットワークを通じて互いを認め合い、支えあうための活動が展開される社会を実現します。

「個人の尊厳」「住民参画」「共に生きる社会づくり」

基本目標

1

住民同士の支え合いと地域の結びつきの強化



2

利用者本位のサービスを受ける仕組みと提供する環境の整備



3

地域福祉を支える仕組みの構築と福祉のまちづくり・環境づくり



基本施策

市民・地域の主な取り組み

行政等の主な取り組み

1 住民一人ひとりの意識づけ	○ 地域におけるあいさつ運動の推進 ○ 地域活動への参加	○ 職員の社会貢献活動意識の高揚促進
2 ボランティア活動を育む土壌づくり	○ 身近なボランティア・NPO活動への参加	○ ボランティア・NPO活動の情報提供の推進 ○ ボランティア養成講座の実施など人材育成に係る支援
3 地域の連帯と交流の場づくり	○ コミュニティ活動への積極的な参加 ○ 高齢者など誰もが活躍できる場づくり	○ 誰もが気軽に集える「地域の縁がわづくり」の推進 ○ 住民座談会の開催
4 防犯、防災につながる支え合いの実現	○ 地域を犯罪から守るための見守り体制づくり ○ 災害時に支援が必要な人への地域ぐるみの体制づくり	○ 非行、虐待等の防止に向けた支援体制の確立 ○ 地域防災計画に基づく防災基盤の整備



1 福祉サービスの情報提供	○ 地域住民、団体と民生委員・児童委員等の連携強化による相談・情報提供体制の充実	○ 広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用した情報提供の推進 ○ 地域における身近な相談窓口機能の充実
2 地域の福祉課題の把握	○ 民生委員・児童委員活動やふれあい委員活動を通じた課題の把握	○ 各種アンケート調査、住民座談会等による福祉課題の把握
3 サービス基盤の整備	○ サービス提供者による利用者のニーズの把握強化 ○ サービス提供者による相談及び苦情に対応する体制の強化	○ 高齢者、障がい者、子育て等個別計画の推進及び検証 ○ 福祉サービスに係る苦情や意見に対する点検制度の構築

1 さまざまな枠組みを超えた機関の連携・構築	○ 地域のネットワークへの参加	○ 地域活動に係る団体、個人が横断的に参加するネットワークの構築 ○ 行政の各分野が横断的に連携したサービス事業の提供促進
2 地域福祉が根付く風土の醸成	○ 地域住民相互の交流機会の創出および参加促進 ○ 要支援者への地域住民による見守り体制の構築	○ 関係機関等との連携強化 ○ 要支援者を早期に発見するための体制強化
3 社会参加の促進	○ 地域の伝統行事や各種イベントの参加促進 ○ いきいきサロンの活動内容の充実と参加促進	○ 過疎地における交通手段の確保 ○ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
4 地域の課題を地域で解決する仕組みの展開	○ 一人暮らし高齢者や障がい者への見守り体制の充実（ふれあい委員等） ○ 地域ぐるみで子育てを応援していく体制づくりの推進（こども見守り隊等）	○ 地域福祉ネットワークづくりの支援 ○ 地域福祉について考える機会や情報の提供

